

教育委員会定例会議事日程

平成20年5月22日

日程第1

報告第5号

事務の臨時代理の報告（平成20年度6月補正予算）について（学校教育課）

日程第2

議案第7号

平成21年度使用教科用図書採択方針について（学校教育課）

日程第3

議案第8号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

（学校教育課）

日程第4

議案第9号

小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて（スポーツ課）

報告第5号

事務の臨時代理の報告（平成20年度6月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成20年5月22日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

平成20年6月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項)委託金 (目)教育費委託金	685	<u>教育総務費委託金</u> 国際理解活動推進事業(小学校英語活動)委託金(国)
合計	685	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費	685	<u>国際理解教育推進経費</u> 報償費等 *国際理解活動推進事業 (小学校英語活動)	685			
合計	685		685			

「国際理解活動推進事業（小学校英語活動）」について

1 趣旨

新しい小学校の学習指導要領（平成20年3月28日文科科学省告示）では、積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、言語・文化に対する理解を深めるため、新たに「外国語活動」（小学5・6年：各35授業時数）を実施することが示された。（本格的な実施は平成23年度から）

このような状況を踏まえ、本市において小学校における英語活動等国際理解活動の指導方法等の確立を図るため、地域の学校のモデルとなり、情報交換の中心となる拠点校（千代小学校）を指定し、実践的な取り組みを推進することにより、英語活動における教員の指導力向上を図る。

2 事業概要

- ・拠点校 小田原市立千代小学校
- ・対象学年 第5・6学年
- ・事業内容
 - ①専門的な知識を持つ大学教授等の指導・助言等により、英語活動における指導方法の工夫改善を進めるとともに、教員の指導力向上を図る。
 - ②外国語指導助手（ALT）や地域人材等を効果的に活用する中で、サマースクールや地域に対する公開授業などを行う。
 - ③英語ノート（試作版）を使用し、児童の興味・関心、成果等について把握し、そのことを踏まえた研究成果等をまとめ、その成果を全小学校へ発信していく。

3 予算額

685千円（国庫補助対象事業：補助率10/10）

議案第7号

平成21年度使用教科用図書採択方針について

平成21年度使用教科用図書採択方針について、議決を求める。

平成20年5月22日提出

小田原市教育委員会

教育長 青木 秀夫

教科用図書採択方針（案）

小田原市教育委員会

1 平成21年度使用教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「附則第9条図書」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成21年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討委員会は教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。なお、平成21年度使用小学校用教科書については、新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことにかんがみ、採択手続きにかかる調査研究については、前回の採択替えにおいて用いた資料を利用するなど、採択手続きの一部を簡略化する。
- (3) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

議案第 8 号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 0 年 5 月 2 2 日 提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(総括教諭)</p> <p>第14条の2 総括教諭は、<u>主幹教諭</u>をもって充てる。</p> <p>2 総括教諭は、<u>児童生徒の教育又は養護をつかさどり、及び校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(総括教諭)</p> <p>第14条の2 総括教諭は、<u>教諭又は養護教諭</u>をもって充てる。</p> <p>2 総括教諭は、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第14条の3 <u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第22条の3第1項に規定する教務主任及び学年主任、施行規則第22条の4第1項に規定する保健主事、施行規則第52条の2第1項に規定する生徒指導主事並びに施行規則第52条の3第1項に規定する進路指導主事は、総括教諭をもって充てる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

学校教育法が一部改正され、新たに学校に主幹教諭を設置することができることとなったことに伴い、所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 総括教諭は、主幹教諭をもって充てることとする。（第14条の2関係）
- 2 教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合には、当該教務主任等を置かないことができることから、教務主任等に総括教諭を充てる規定を廃止することとする。（第14条の3関係）

[適 用]

平成20年4月1日

議案第9号

小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成20年5月22日提出

小田原市教育委員会

教育長 青木 秀夫

小田原市スポーツ振興審議会委員 候補者名簿

選出区分	小田原市中学校長会
氏名	たち けいじ 城 啓二
住所	小田原市小台
生年月日	昭和26年
委嘱期間	平成20年8月31日
備考	小田原市城北中学校長

[前任者]

選出区分	小田原市中学校長会
氏名	おおわ ひとし 大輪 仁

選出区分	小田原市体育指導委員協議会
氏名	けんもつ あきら 剣持 明
住所	小田原市曾比
生年月日	昭和23年
委嘱期間	平成20年8月31日
備考	小田原市体育指導委員協議会長

[前任者]

選出区分	小田原市体育指導委員協議会
氏名	くりき よしかず 栗木 良和

選出区分	学識経験者
氏名	さとう ひとし 佐藤 仁
住所	東京都町田市鶴川
生年月日	昭和44年
委嘱期間	平成20年8月31日
備考	国際医療福祉大学講師

[前任者]

選出区分	学識経験者
氏名	のぼり ひろし 昇 寛

選出区分	関係行政機関の職員
氏名	おおいし すけむ 大石 進
住所	愛甲郡愛川町
生年月日	昭和33年
委嘱期間	平成20年8月31日
備考	神奈川県立体育センター指導研究部研修指導室長兼スポーツ科学研究室長

[前任者]

選出区分	関係行政機関の職員
氏名	くぼてら ただお 久保寺 忠夫